

# 平成 2 7 年 1 2 月 議 会

## 第 4 委 員 会 報 告 資 料

### ○ 専 決 処 分 ( 家 賃 滞 納 者 )

報告第56号	市営住宅に係る訴えの提起に関する専決処分について	.....	1 頁
報告第55号	市営住宅に係る訴えの提起に関する専決処分について	.....	1 頁
報告第64号	市営住宅に係る和解に関する専決処分について(起訴前の和解)	.....	2 頁

### ○ 専 決 処 分 ( 不 法 占 有 者 等 )

報告第57号	市営住宅に係る訴えの提起に関する専決処分について	.....	3 頁
報告第58号	市営住宅に係る訴えの提起に関する専決処分について	.....	3 頁
報告第59号	市営住宅に係る訴えの提起に関する専決処分について	.....	3 頁
報告第60号	市営住宅に係る訴えの提起に関する専決処分について	.....	3 頁
報告第61号	市営住宅に係る訴えの提起に関する専決処分について	.....	3 頁
報告第62号	市営住宅に係る訴えの提起に関する専決処分について	.....	3 頁
報告第63号	市営住宅に係る訴えの提起に関する専決処分について	.....	3 頁

### ○ 専 決 処 分 ( 交 通 事 故 損 害 賠 償 額 の 決 定 )

報告第68号	交通事故による損害賠償額の決定に関する専決処分について	.....	4 頁
報告第70号	交通事故による損害賠償額の決定に関する専決処分について	.....	9 頁

平成 2 7 年 1 2 月 1 8 日  
住 宅 都 市 局



○訴えの提起に関する専決処分について

報告第55号及び第56号 市営住宅に係る訴えの提起に関する専決処分について

市営住宅に係る家賃滞納者及び連帯保証人（表1）又は家賃滞納者（表2）に対し、住宅の明渡しと滞納家賃等の支払いを求めるため訴えを提起することについて、訴えの相手方ごとに専決処分した。

表1（報告第56号）

	訴えの相手方	明渡し対象住宅	滞納家賃総額	住宅明渡し請求日	専決処分年月日
1	※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。		62,822 円	平成27年 8月20日	平成27年 10月16日
2			470,032	平成27年 8月20日	平成27年 10月16日
3			87,661	平成27年 8月20日	平成27年 10月16日
4			120,290	平成27年 8月20日	平成27年 10月16日
5			156,335	平成27年 10月23日	平成27年 12月1日
6			184,956	平成27年 10月23日	平成27年 12月1日
7			157,677	平成27年 10月23日	平成27年 12月1日

表2（報告第55号）

	訴えの相手方	明渡し対象住宅	滞納家賃総額	住宅明渡し請求日	専決処分年月日
1	※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。		157,677	平成27年 10月23日	平成27年 12月1日
2			170,425	平成27年 10月23日	平成27年 12月1日

○和解に関する専決処分について

報告第64号 市営住宅に係る和解に関する専決処分について

市営住宅に係る家賃滞納者のうち、滞納家賃等の納付の意思があると認められる者と和解をすることについて、和解の相手方ごとに専決処分した。

表3 (報告第64号)

	和解の相手方	明渡し対象住宅	滞納家賃総額	住宅明渡し請求日	専決処分年月日
1	※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。		円 130,219	平成27年 8月20日	平成27年 10月16日
2			148,790	平成27年 8月20日	平成27年 10月16日
3			129,380	平成27年 8月20日	平成27年 10月16日
4			98,225	平成27年 8月20日	平成27年 10月16日
5			177,793	平成27年 8月20日	平成27年 10月16日
6			106,083	平成27年 8月20日	平成27年 10月16日
7			162,790	平成27年 8月20日	平成27年 10月16日
8			198,648	平成27年 8月20日	平成27年 10月16日
9			153,716	平成27年 8月20日	平成27年 10月16日
10			179,251	平成27年 8月20日	平成27年 10月16日
11			95,351	平成27年 10月23日	平成27年 12月1日
12			207,070	平成27年 10月23日	平成27年 12月1日
13			120,290	平成27年 8月20日	平成27年 12月1日
14			214,038	平成27年 10月23日	平成27年 12月1日

○訴えの提起に関する専決処分について

報告第57号ないし第63号 市営住宅に係る訴えの提起に関する専決処分について

市営住宅に係る家賃滞納者及び不法占有者（表4及び5）並びに迷惑行為者（表6）に対し、住宅の明渡し等を求めるため訴えを提起することについて、訴えの相手方ごとに専決処分した。

表4（報告第57号ないし第61号）

	訴えの相手方	明渡し対象住宅	不法占有認定日	概要	専決処分年月日
1			平成27年 1月23日	相手方らのうち〇〇〇〇氏は、明渡し手続を行わないまま本件住宅から転出し、家賃滞納が生じたもの。 相手方らのうち〇〇〇〇氏は、名義人転出後、本件住宅の入居許可を得ないまま住宅に居住し、不法に占有したもの。	平成27年 12月1日
2			平成27年 2月3日	相手方は、本件住宅の入居者の死亡により本件住宅の明渡し義務を相続した者であるが、当該義務を履行せず、不法に占有したものの。	平成27年 11月5日
3			平成25年 12月10日	相手方は、本件住宅の入居者の死亡により本件住宅の明渡し義務を相続した者であるが、当該義務を履行せず、不法に占有したものの。	平成27年 11月5日
4			平成26年 12月8日	相手方らは、本件住宅の入居者の死亡により本件住宅の明渡し義務を相続した者であるが、当該義務を履行せず、不法に占有したものの。	平成27年 12月1日
5			平成25年 11月1日	相手方らは、本件住宅の入居者の死亡により本件住宅の明渡し義務を相続した者であるが、当該義務を履行せず、不法に占有したものの。	平成27年 12月1日

表5（報告第62号）

	訴えの相手方	明渡し対象物件	不法占有認定日	概要	専決処分年月日
1			平成24年 8月8日	相手方は、市営住宅駐車場に、利用の許可を受けることなく自動車を駐車し、不法に占有しているため、所有権に基づき明渡しを求めるもの。	平成27年 12月1日

表6（報告第63号）

	訴えの相手方	明渡し対象住宅	不法占有認定日	概要	専決処分年月日
1			平成27年 8月18日	相手方は、本件住宅内で動物を飼育することにより近隣住民に対し生活衛生上迷惑を及ぼし、改善勧告及び本件住宅の明渡し請求に応じず、不法に占有したものの。	平成27年 10月16日

○以上報告第55号ないし第64号について地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

平成27年12月14日

福岡市長 高島 宗一郎

## 報告第68号

## 交通事故による損害賠償額の決定に関する専決処分について

市長の専決処分事項に関する条例の規定により、交通事故による損害賠償の額を決定することについて、平成27年11月24日次のように専決処分した。

## 1 損害賠償の相手方及び損害賠償額

損害賠償の相手方	損害賠償額
(※)福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載しておりません。	279,200円

## 2 事件の概要

平成 27 年 8 月 4 日午後 2 時 10 分頃、住宅都市局建築指導部監察指導課所属の職員が、業務のため同課所管の軽自動車を運転して市内城南区東油山五丁目地内の目的地へ向かう途中、同区東油山五丁目〇〇付近の道路上において当該車両を後退させた際、傾斜のため当該車両がさらに後退して、当該道路に面する相手方〇〇所有の敷地に設置されていた門扉等に接触し、当該門扉等を破損させ、損害を与えたものである。

上記について地方自治法第 180 条第 2 項の規定により報告する。

平成 27 年 12 月 14 日

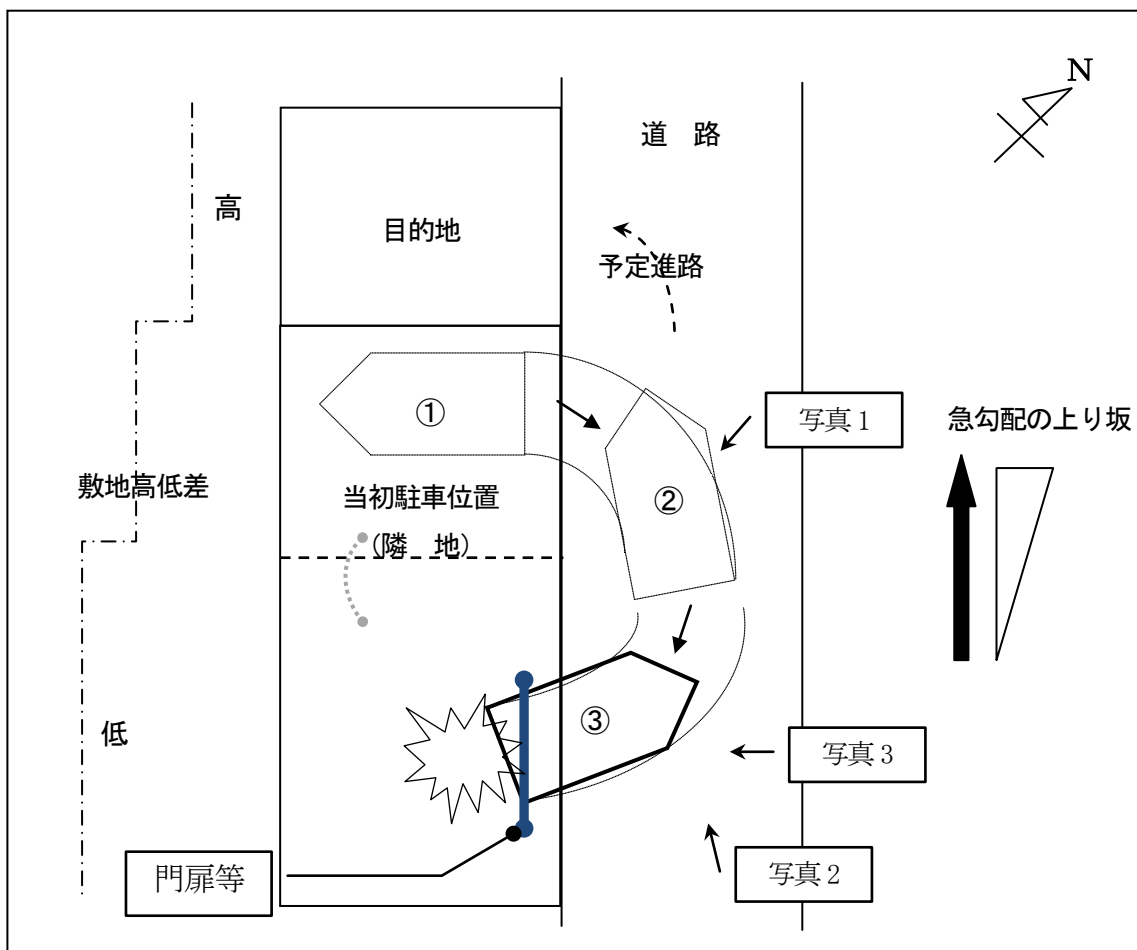
福岡市長 高 島 宗一郎

# 事 故 報 告 書

事故発生日時	平成27年8月4日（火曜日） 午後2時10分頃 天候：晴れ			
事故発生場所	福岡市城南区東油山5丁目〇〇〇〇 農業用資材置き場			
相手方	住所	(※)福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。		
	氏名			
事故の概要	<p>平成27年8月4日（火）午後2時10分頃、住宅都市局建築指導部監察指導課所属の職員が、業務のため同課所管の軽自動車を運転して市内城南区東油山五丁目地内の目的地へ向かう際、同区東油山五丁目〇〇付近の道路上において、当初の駐車位置が目的地の隣地だったため、駐車しなおそうとしたところ、急こう配の上り坂で運転操作を誤り後ろへ下がってしまい、当該道路に面する相手方〇〇所有の敷地（農業用資材置き場）に設置されていた門扉等に接触し、当該門扉等を破損させ、損害を与えたものである。</p>			
損害の程度	相手方	人的損傷	なし	
		物的損傷	農業用資材置き場 門扉等の破損	
	市側	人的損傷	なし	
		物的損傷	庁用自動車後方の扉及び窓ガラスの破損 修理費 168,858 円	
過失割合	相手方	0 割	本市	10 割
損害賠償額	279,200 円			

事故現場見取図

(※)福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。





## 事故報告書 写真

### 【事故現場周辺状況】

#### 写真 1

(※)福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。

上り坂の上方より

#### 写真 2

(※)福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。

上り坂の下方より

### 【木製門扉破損の状況】

#### 写真 3

(※)福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。

【木製門扉破損の状況】



【庁用自動車破損状況】



## 報告第70号

## 交通事故による損害賠償額の決定に関する専決処分について

市長の専決処分事項に関する条例の規定により、交通事故による損害賠償の額を決定することについて、平成27年12月1日次のように専決処分した。

## 1 損害賠償の相手方及び損害賠償額

損害賠償の相手方	損害賠償額
<div data-bbox="204 759 699 857" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">           ※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。         </div>	185,920円

## 2 事件の概要

平成27年10月22日午前9時55分頃、住宅都市局住宅部住宅管理課所属の嘱託員が、業務のため同課所管の軽自動車を運転して、市内東区唐原三丁目地内の目的地へ向かう途中、中央区舞鶴二丁目2番5号付近の道路上において、前方を走行中の相手方〇〇〇〇氏所有の軽自動車に追突し、当該車両を破損させ、損害を与えたものである。

上記について地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

平成27年12月14日

福岡市長 高 島 宗一郎

# 事 故 報 告 書

事故発生日時	平成27年10月22日（木曜日） 午前9時55分頃 天候：晴れ			
事故発生場所	福岡市中央区舞鶴二丁目2番5号付近			
相手方	住所	※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。		
	氏名			
事故の概要	平成27年10月22日（木）午前9時55分頃、住宅都市局住宅部住宅管理課所属の嘱託員が、業務のため同課所管の軽自動車を運転して、西区下山門団地から東区唐原三丁目に向かう途中、市内中央区舞鶴二丁目2番5号付近の道路上において、前方を走行中の相手方〇〇〇〇氏所有の貨物軽自動車に追突し、当該車両を破損させ、損害を与えたものである。			
損害の程度	相手方	人的損傷	なし	
		物的損傷	リアフェンダーの損傷	
	市側	人的損傷	なし	
		物的損傷	フロントバンパー、フロントフェンダー等 (車両全損扱い)	
過失割合	相手方	0 割	本市	10 割
損害賠償額	185,920 円			

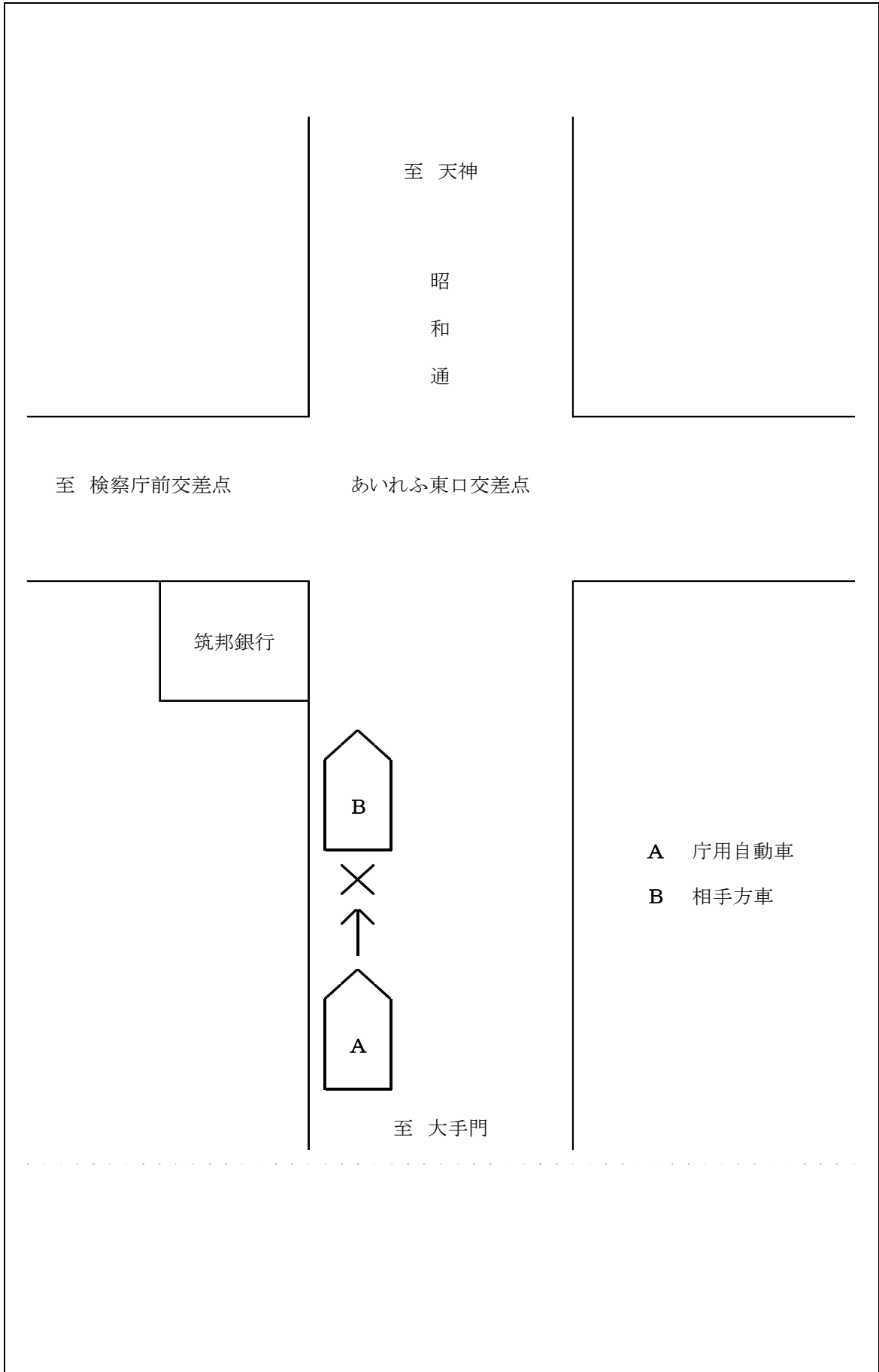
【事故現場見取図】

※当該地図は、著作権上の規定により、掲載しておりません。

【事故現場 写真】



【事故現場見取図】



## 【相手方車両】

※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載しておりません。

## 【自車両】



### <再発防止策>

今回の事故原因は、運転者の前方不注意により、渋滞している前方車両との車両間隔の目測を誤り、ブレーキ操作が遅れたためです。

今後の対策として、交通安全研修の積極的受講を図るほか、より安全性に重きを置いた指導・徴収となるよう、公共交通機関を利用するなど、業務内容の見直しを行ってまいります。